

発議案第 35 号

被災者生活再建支援法の抜本的改正を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和元年 12 月 11 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	植 田 進
	同	三 田 登
	同	飯 川 英 樹

提案理由

国に対し、被災者生活再建支援法の抜本的改正を求める。

これが、本案を提出する理由である。

被災者生活再建支援法の抜本的改正を求める意見書

本年の台風15号による強風や、台風19号による記録的大雨が引き起こした災害は、東日本の各地で多くの犠牲者を出すなど深刻な被害をもたらした。本市でも台風15号によって住家被害が2,000件を超え、農作物へも深刻な被害が及んだ。国は、なりわいと地域の産業を応援する思い切った支援強化を検討すべきである。

また、多くの住宅を再建するためには、現行の被災者生活再建支援法の枠組みでは追いつかない。現在の法律や制度を活用するだけでなく、実情に見合った柔軟で弾力的な運用、必要な法改正にも踏み出すべきであり、被災者の暮らしとなりわいの再建を最優先に据えた被災地の復旧・復興にこそ、国は力を注ぐべきである。

昨年3月に被災者生活再建支援金の上限額を300万円から500万円に引き上げるなどの「被災者生活再建支援法改正案」を6野党共同で国会に提出しており、被災した住民の生活を再建するためにも被災者生活再建支援法の抜本的な改善・充実が求められる。同時に、被災者生活再建支援法が適用された同じ台風等による災害にもかかわらず、支援が行われない地方自治体をなくすことも急務である。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 2011年3月11日以降に生じた自然災害の被災世帯（被災者生活再建支援法改正案の公布日以後に住宅の再建等を行った場合）に対する被災者生活再建支援金のうち加算支援金の額を2倍に引き上げること。
 - 2 被災者生活再建支援法人に対する国庫補助の割合を2分の1から3分の2に引き上げること。
 - 3 半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯の範囲について検討し、一部損壊も被災者生活再建支援制度の対象とすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

財務大臣様

総務大臣様